

労働者派遣法第23条第5項及び同法規則第18条の2第3項に基づく情報提供

事業所の所在地 愛知県名古屋市中区錦1-18-24いちご伏見ビル5階
事業所の名称 株式会社スタッフエージェント名古屋支店
許可番号 派40-300794
対象期間 2023年11月1日～2024年10月31日

1、派遣労働者数

2025年6月1日の時点の労働者派遣された派遣労働者数	13名
雇用安定措置を講じた人数	8名

2、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先事業者数	8件
---------	----

3、派遣料金・派遣労働者の賃金及びマージン率に関する事項

1日8時間あたりの労働者派遣の料金額の平均	20,966円
1日8時間あたりの派遣労働者の料金額の平均	12,371円
マージン率	40.9%

《補足》賃金以外の額は社会・労働保険料、福利厚生・教育研修・サポート、事業運営等の費用で構成しています。

4、労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の有無	有（協定の有効期間の終期：2026年3月31日）
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての労働者

5、派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティング相談窓口	052-228-4070 担当：陶山 晴基
------------------	-----------------------

教育訓練の内容	対象者	実施主体	受講方法	訓練費用	賃金支給
入社時研修（ビジネスマナー）	雇用時	派遣元	OFF-JT	無償	有給
OA機器操作研修	派遣中	派遣元	OFF-JT	無償	有給
リーダーシップ研修	入社4年目以上	派遣元	OFF-JT	無償	有給

6、各種社会保険について

雇用保険	1週間の所定労働時間が20時間以上で且つ31日以上雇用されることが見込まれる方	
健康保険及び 厚生年金保険	一般労働者	以下の要件を全て満たす方 ・1週間の所定労働時間が30時間以上 ・1ヶ月の所定労働日数が16日以上 ・雇用契約期間が2ヶ月を超えることが見込まれる方
	短時間労働者	以下の要件を全て満たす方 ・1週間の所定労働時間が30時間以上 ・雇用契約期間が2ヶ月を超えることが見込まれる方 ・1ヶ月の賃金が88,000円以上の方 ・学生でない方
介護保険	健康保険に加入している40歳以上65歳未満の方	
労災保険	就業中の方は全員適用されます（保険料の負担はありません）	